

外貨定期預金(法人向け) 契約締結前交付書面 (兼外貨預金等書面)

(この書面は、法令等の規定に基づく契約締結前交付書面兼外貨預金等書面です。)

この書面をよくお読みください。

- 外貨定期預金は、外国通貨(通貨種類は別紙「外貨定期預金(法人向け)通貨別比較表」の通り)預金の期間を定め、原則としてその期間中は払い戻しができないことを条件としている預金です。
- 外貨預金には為替変動に伴う元本割れ(円貨ベース)リスクがあります。

- 日本円から外貨預金を作成あるいは入金する際に、手数料を含んだ当行所定の **TTS** レートを適用します。また外貨預金から払い戻しの際、外貨を日本円にする場合も、手数料分を含んだ為替相場である当行所定の **TTB** レートを適用します。

したがって、当初お客様が外貨に交換された時から為替相場の変動がない場合でも、当初日本円から外貨に交換された際の為替手数料、および上記の払い戻しの際の為替手数料がかかるため、お受け取りの外貨の日本円換算額が当初外貨預金作成時の払い込み日本円金額を下回る(日本円ベースで元本割れとなる)リスクがあります。

各通貨ごとの手数料率は別紙「外貨定期預金(法人向け)通貨別比較表」の通りです。

- 外貨預金には、為替変動リスクがあります。為替相場の変動により、お受け取りの外貨を日本円に換算すると、当初の払い込み日本円金額を下回る(日本円ベースで元本割れとなる)リスクがあります。
- 外貨定期預金(法人向け)は、現状下記のような制限があります。
 - ◆ 預金者は法人のみとさせていただきます。
 - ◆ 預金から外貨現金の支払、または外貨現金での入金はできません。同一通貨口座への振替、または日本円へ交換して振替することはできません。

商品の概要

商品名	外貨定期預金（法人向け）
商品概要	外国通貨建ての、期間の定めのある預金です。
預金保険	<p>当行は外国銀行であり日本の預金保険制度に参加していないため、当行に預けられた預金は預金保険が適用されません。</p> <p>また、当行本店は中国の預金保険制度に参加していますが、海外拠点は制度の対象外となっております。</p> <p>なお、かかる預金保険制度の内容については今後変更される可能性がありますので、ご留意下さい。</p> <p>当行在日拠点の預金の支払能力の最終的な源泉は中国にある当行本店です。</p> <p>当行全体の健全性については当行本店を所管する中国の金融当局が監督しています。</p>
販売対象	法人のお客様
期間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1ヶ月、3ヶ月、6ヶ月、1年 ・ 自動継続の扱いもできます。 <p>（期日が到来すると元利金を自動的に同じ期間の定期預金に継続します。金利は継続時の当行所定金利となります。）</p>
預入 (1) 預入方法 (2) 最低預入額 (3) 預入単位 (4) 預入通貨	<p>一括預入です。下記のような方法により預入できます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 外貨預金からの振込・振替 ・ 日本円（現金または預金）からの交換 ・ 被仕向外国送金による外貨送金受領 <p>別紙の通り</p> <p>1 補助通貨単位まで預入可能</p> <p>別紙の通り</p>
払戻方法	<p>満期日以後に一括して払い戻します。</p> <p>払い戻し時には通帳と届出印章(サイン)の他、あらかじめ登録した暗証番号が必要となる場合があります（暗証番号の登録は任意です）。</p>
利息 (1) 適用利率 (2) 利払方法 (3) 計算方法	<p>預け入れ時の金利を満期日まで適用します。</p> <p>利率については窓口にお問い合わせください。</p> <p>満期日以後に一括してお支払いいたします。</p> <p>付利単位を原則1 補助通貨単位とした1 年を 360 日とする日割計算。</p>
税金について	<p>総合課税（国税 15.315%を源泉徴収、非課税法人を除く）</p> <p>為替差益への課税：総合課税</p> <p>詳しくはお客様ご自身で公認会計士。税理士にご相談くださいませうお願い申し上げます。</p>
手数料および適用相場	<p>預け入れ方法、払い戻し方法により異なります。</p> <p>詳しくは後記「外貨預金の預け入れと払い戻しに関わる手数料および適用相場」をご覧ください。</p>
付加できる特約事項	ございません。
期日前解約時のお取り扱い	<p>原則として期日前解約はできません。万が一、当行がやむを得ないものと認めて期日前解約に応じる場合には、預入日から期日前解約日までの適用金利は期日前解約日における当該通貨建ての外貨普通預金利率となります。</p>

その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> ・本取引のお申し込みの際しましては、お取引の内容を十分にご検討の上、お客様ご自身の責任と判断に基づいてお申し込みください。 ・為替相場の急激な変動により、お取扱を中断する場合がございます。 ・本書面の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、変更する場合がございます。
当行が契約している指定紛争解決機関	一般社団法人 全国銀行協会 ご連絡先 全国銀行協会相談室 電話：0570-017109 03-5252-3772
当行が対象事業者になっている認定投資者保護団体	なし
お問い合わせ先	下記までお問い合わせください。 ・中国工商銀行東京支店 営業部直通 03-6812-2782 東京支店池袋出張所 03-6864-5500 大阪支店 営業部 06-7663-8800

〔外貨預金の預け入れと払い戻しに関わる手数料および適用相場〕

	預け入れ・払い戻し方法	手数料・金利等
預け入れ	外貨普通預金からのお振替	当行日本国内同一拠点内・同一通貨・同一名義預金口座間のお振替は、手数料がかかりません。
	日本円からの交換 (お振替・現金)	日本円から外貨に交換して入金する場合は、手数料を含んだ為替相場である TTS レートを適用します。 詳しくは「外貨定期預金（法人向け）通貨別比較表」をご参照ください。
払い戻し	外貨普通預金等へのお振替	当行日本国内同一拠点内・同一通貨・同一名義預金口座間のお振替は、手数料がかかりません。
	日本円への交換 (お振替・現金)	外貨を日本円にする際（払い戻し時）には、手数料を含んだ為替相場である TTB レートを適用します。 詳しくは「外貨定期預金（法人向け）通貨別比較表」をご参照ください。

- 当行在日拠点では外貨現金を取扱っていませんので、外貨現金による預け入れ、お支払いはできません。また東京支店においては、日本円現金による預け入れ・払い戻しも承っておりません。

中国工商銀行 東京支店

東京都千代田区有楽町 1-13-2 第一生命日比谷ファースト 1 階

中国工商銀行 東京支店 池袋出張所

東京都豊島区西池袋 1-18-6 藤久ビル別館 3 階

中国工商銀行 大阪支店

大阪府大阪市中央区瓦町 4-2-14 京阪神瓦町ビル 1 階

(2024 年 8 月 29 日現在)

外貨定期預金(法人向け)通貨別比較表

通貨名	USドル (\$)	人民元(RMB)
通貨コード	USD	CNY
最低預入額	USD100.00	CNY1,000.00
日本円から当該外貨に両替時 交換レートに含まれる手数料 (TTSレート)	仲値 + 0.5 円	仲値 + 0.1 円
当該外貨から日本円に両替時 交換レートに含まれる手数料 (TTBレート)	仲値 - 0.5 円	仲値 - 0.1 円
利息計算方法(日割計算方法)	年360日計算	年360日計算
当該外貨現金での入出金	不可	不可